

養護教諭がかかわる裁判や判例

・・・ 学校スポーツ事故の救急措置と法的諸問題 ・・・

講師 キーストーン法律事務所 弁護士 菅原哲朗先生

第1 スポーツ事故の本質と医療関係者の安全対策

1 法律の名称変更

「学校保健法」が「学校保健安全法」と名称を変えて改正された。新しい学校保健安全法は昨年（平成21年）4月1日から施行されている。

改正法により教育現場である学校の児童生徒と職員にとって「保健」と「安全」が重要なキーワードであることが明確となった。

現代社会における学校を取り巻くリスクは様々である。「学校保健」に対しては、養護教諭が現場サイドの中核となり、専門的な医療知識の視点から学校職員および学校医と緊密な連絡連携をとった組織化と地域医療関係機関とのネットワーク化を形成すべき新たな時代となった、と言えよう。（注1）

（注1） 「学校保健安全法」の施行

1 社会現象として、児童・生徒が被害者となる痛ましい事件や、陰湿な「いじめ」による児童・生徒の不登校や自殺、花粉症・アレルギー疾患の増加、心身の発達障害、携帯電話やメールさらにはテレビ雑誌・マスメディアによる性的悪影響などが問題となっている。

学校保健安全法第1条は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

2 学校保健安全法

(1) 養護教諭の役割

中教審答申では、保健について、養護教諭の役割を法律上明確にすべきとした。

第9条（保健指導）・・・新設条文

「養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。第二十四条及び第三十条において同じ。）に対して必要な助言を行うものとする。」

第10条（地域の医療機関等との連携）・・・新設条文

「学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関そ

の他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。」

① 養護教諭は正規教員であり、保健室に常駐し、学校内における在学生（幼児・児童・生徒）の怪我・疾病等の応急処置を行い、応急処置を施した際は、医療機関受診の必要の有無の判断を行う。学校医と連携して健康診断・健康観察等を通して、児童生徒の心身の健康の保持増進を推進する重要な役割を担う学校職員である。

② 学校医は教員でなく医師であり、学校近隣の開業医が嘱託されている場合が多く非常勤職員である。学校医は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、医療技術および指導に従事することを職務とする。健康診断での診察、養護教諭の応急処置では対応できない怪我・疾病等の処置などがあげられる。

③ 学校保健に関しては、これまで学校医等の役割とされてきた子どもの健康相談や保健指導の実施に養護教諭が携わることが法律上も明確となり、養護教諭が学校保健活動の中核として、その能力を発揮できる校内体制の確立が求められている。

④ 養護教諭は一人配置が多いので、日常的な研さんを積むことが難しい。

中教審答申で指摘された、教育公務員特例法上の初任者研修の対象とするなどの研修充実策は本法では規定されなかったが、平成20年度には、経験の浅い養護教諭配置校や養護教諭未配置校に、退職養護教諭を「スクールヘルスリーダー」として派遣する事業がなされ、ベテランの知識・経験の伝授や活用が求められている。

（2）学校安全について

第26条（学校安全に関する学校の設置者の責務）

第27条（学校安全計画の策定等）

第28条（学校環境の安全の確保）

第29条（危険等発生時対処要領の作成等）

第30条（地域の関係機関等との連携）

「通学路における児童生徒等の安全については、通学路を含めた地域社会における治安を確保する一般的な責務は当該地域を管轄する地方公共団体が有するものであるが、本法においては、第27条に規定する学校安全計画に基づき、各学校において児童生徒等に対する通学路における安全指導を行うこととするとともに、第30条において警察やボランティア団体等地域の関係機関・関係団体等との連携に努めることとされていることから、各学校においては適切な対応に努められたいこと。」

「第29条第3項の「その他の関係者」としては、事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた保護者や教職員が想定されること。また「必要な支援」としては、スクールカウンセラー等による児童生徒等へのカウンセリング、関係医療機関の紹介などが想定されること。」

（平成20年7月9日付け20文科ス第522号「学校保健法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」）

2 学校事故防止と医療の基本

学校スポーツ事故を抑止するためにはスポーツ医学、スポーツ体育学、スポーツ法学の専門家三者が綿密に連携する必要がある。この三者が合体しつつ、互いに監視しあう”三つどもえ”の関係にならなければ本当の安全対策はできない。（注2）

（注2） 危機管理・安全対策の原則

・・・スポーツ組織の法リスクマネジメント

安易で消極的な安全対策は、危険から逃れることであり、不可避的な危険を内在するスポーツを辞めればよいことに

なる。スポーツを楽しむ積極的な安全対策は、スポーツに危険がともなう限り、完全な事故防止は不可能であるという大前提を認識することである。法リスクを回避する以下5つの「逆転の発想」が重要である。スポーツ参加者の心と身体の状態を把握し、危険を予知（予見可能性）し、いかにすれば事故の発生を少なく、事故の被害を小さく出来る（回避可能性）か、とのリスクに立ち向かう実践的な発想が安全を創り出す。

(1) 「天災は忘れたころにやってくる」・・・事故・トラブルは本来予想できない。常に我が身に振りかかるという意識が大切だ。つまり、スポーツに危険がともなう限り、完璧な事故防止は不可能なのだ。

(2) 「マッチ叩き・本火事のもと」・・・リスク管理の基本は初期管理だ。「初動を制する」ことが被害の拡大を防止する。指差し確認が心と身体の基本。日常的な慣れと危険を感じても「まー、いや」がミスを生む。「指先確認の惰性」の遮断を心掛ける。

(3) 「予見可能性と回避可能性」・・・リスク情報収集のコツは新聞を毎日見ること。他山の石、人の振り見て我が振り直そう。過失とは注意義務違反である。注意義務違反の構造は、予見可能性と回避可能性で成り立っている。

(4) 「小さな欲が大きな危機をよぶ」・・・嫌な情報は第三者に公開する。内部の小さな秘密が外部の不信を拡大させる。身内の恥をオープンに出来る度量が安心を生み、余裕がトラブルを回避する。

(5) 「危機管理は逆転の発想から」・・・誰でも不幸な事態を考えることは、楽しくない。しかし、リスクマネジメントは、立場を入れ替え、死亡事故・トラブルが発生することを大前提に、逆に安全対策を組み立てることがミスをなくす。

「スポーツ指導者の無知と無理」によって起こると言われる熱中症事故は、そのメカニズムや予防法が既に明らかになっている。「スポーツ中に水を飲むと身体に悪い」「渴きを我慢し乗り越えることで根性が養われる」と言った非科学的な俗説に惑わされるスポーツ指導者が多く、水分補給の必要性が医学的アドバイスとして体育・スポーツ指導者に十分伝わっていないことが死亡事故をまねいている。（注3）

（注3） 熱中症

・・・「スポーツ指導者の無知と無理」によって起こると言われる熱中症事故は、そのメカニズムや予防法が既に明らかになっている。日本体育協会は1995年6月からスポーツ医科学研究の一つとして「熱中症予防ガイドブック」を作成し、スポーツ指導者の教育に取り組んでいる。しかし、現状は「スポーツ中に水を飲むと身体に悪い」「渴きを我慢し乗り越えることで根性が養われる」と言った非科学的な俗説に惑わされるスポーツ指導者が多く、未だ水分補給の必要性が医学的アドバイスとしてスポーツ指導者に十分伝わっていないことが死亡事故をまねいている。

「患者の特異体質」という言葉は、医療過誤で訴えられた医師の抗弁として使われることの多い言葉だが、科学的メカニズムがはっきりしない「特異体質」や「突然死」という言葉で学校スポーツ事故を片付けていたのでは、事故防止に何の効果もない。

心肺蘇生の有効な手段とされる自動体外式除細動器（AED）が各所に配備され、安全なスポーツ環境形成のためには、スポーツを楽しむ人々の身体的な安全の確保は欠かせない。既に多くの学校にもAEDが配備され、地元消防署の協力を得て使い方を同僚の教師に指導するのは養護教諭の役割となろう。

老いも若きも生涯スポーツが喧伝される今日、スポーツの持つ「内在する危険」などマイナスの部分の減少させ、プラスに転化することこそがスポーツ医療の基本である。

(注 4)

(注 4) 「内在する危険」

・・・一般に、学校体育やスポーツ中の事故については、学校体育・スポーツ活動それ自身に本質的な危険を含んでいることから、その「内在する危険」に伴う事故である場合には、相手方の加害行為に違法性がないとされている。

ただ、その場合に、違法性が阻却される理由としては、スポーツ中における相手方に対する有形力の行使は、ルールに従い、または、危険防止義務を守っているかぎり社会的相当行為といえるからだとする見解と、体育・スポーツに参加する者は、とくに具体的な契約がなくても、その体育・スポーツの本質的危険を一般的に同意し、加害者の行為がルールに照らして社会的に許容される行動であるかぎり、その体育・スポーツから通常生ずることが予測されるような危険を受忍することに同意しているからだとする見解がみられる。正当行為説か危険引受説か、いずれの意見も違法性判断においては實際上、差異の生ずることはない。

また、その加害行為が、被侵害利益との関連から社会的に許される程度を超えているときは、違法性がある。このため、加害行為が、故意または重過失による場合には違法性を阻却しない場合が多い。

3 スポーツルールと違法性阻却について

学校体育やスポーツ中の事故については、学校体育・スポーツ活動それ自身に本質的な危険を含んでいることから、その「内在する危険」に伴う事故である場合には、相手方の加害行為に違法性がないとされている。

ただ、その場合に、違法性が阻却される理由としては、スポーツ中における相手方に対する有形力の行使は、ルールに従い、または、危険防止義務を守っているかぎり社会的相当行為といえるからだとする見解と、体育・スポーツに参加する者は、とくに具体的な契約がなくても、その体育・スポーツの本質的危険を一般的に同意し、加害者の行為がルールに照らして社会的に許容される行動であるかぎり、その体育・スポーツから通常生ずることが予測されるような危険を受忍することに同意しているからだとする見解がみられる。(注 5)

(注 5) 「安全のためのルール」

スポーツ事故の責任に関して法律学では「危険の引受」「許された危険」「被害者の承諾」「社会的相当行為」等として違法性阻却事由が説明される。その理由は、要するにスポーツに参加するもの同士には特別な信頼関係があり、多少のケガが生じて、法がスポーツの世界に介入しない、ということであり、ルールに従ってスポーツをする限り、安全配慮義務を尽したことになり、社会的に正当な行為とみなされ、法的には違法性がないのである。

そして、一般市民間の事故責任と異なり民事訴訟、刑事訴訟等にならない基盤がスポーツルールであり、とりわけ危険を防止する安全に関するルールは重要である。スポーツは闘争やケンカと異なり、ボクシング・柔道・剣道などの格技であっても相互の身体を守るためのルールが確立しているのであり、そしてその根底には、たとえ明確なルールがなくても相互に危険を回避し、スポーツによる事故を防止する信頼関係が存在しているのである。

試合の運行に関する技術的ルールは別にして、危険性を防止するための「安全のためのルール」に重大な違反をしたことによる加害行為についても違法性は阻却されない。

このことから、違法性の判断に際しては、体育・スポーツの種類に応じてみていかなければならない。たとえば、ボクシング・レスリング・相撲・柔道・空手のように、相手の身体を直接攻撃するスポーツの場合には、ルール違反による場合は、一般的に違法性がある。

野球・サッカー・ラグビーのような球技では、身体に対する多少の危険が含まれていることを考慮しなければなら

いため、加害行為があったからといってただちに違法性があるといえないが、危険防止のためのルールに違反したプレーによる場合には、違法性が認められよう。

スキー・スケート・体操・マラソンのような個人スポーツでも、多数の集合する場所で行われる場合には、これに参加する者は、通常予想される危険の引受を行っているともみべきであるから、加害者の軽過失による社会的に許容される程度の被害の場合には、違法性が阻却されるが、故意・過失の場合か、その許容程度を超える被害の場合には違法性が認められる。

第2 スポーツ法学・・・学校スポーツ事故判例の見方

1 民事訴訟・・・不法行為責任（民法709条）（注6）

- ①故意または過失に基づく
- ②他人の権利ないし利益・財産を違法に侵害する行為
- ③責任能力の存在
- ④因果関係の有無



（注6） 民事訴訟

民事訴訟とは、個人や私企業など社会生活における私人間の法律関係（売買契約・賃貸借契約などの権利義務の関係）に関する利害の衝突・紛争を、国家裁判権の行使によって民法や商法など法律に基づいて強制的に解決する手続きである。裁判は国家機関としての裁判所が、国家権力の発動としてその民事紛争を解決することである。自己の権利が侵害されたと考える個人が存在する。その私人が私法が認めた法的地位の確保をしようとするならば、自ら原告として裁判を提訴し、証拠を提出して裁判所を納得させる必要がある。民事訴訟法は原告と被告が対等・平等に主張・立証を尽くさせる手続き（自分の言い分を十分にかつ無駄なく言えるプロセス）を定めた法律である。裁判官は当事者が提出した証拠を前提に、民法や国家賠償法などの法を適用して判決を下す。損害賠償金が認容された判決に任意に従わない場合は、原告は被告に対し判決を債務名義として強制執行でき、預金や不動産を差し押さえ取得できる。

2 違法性と「安全配慮義務」について（注7）

学校と児童生徒の保護者（法定代理人親権者父母）との間に在学契約があり、教師は児童生徒の安全を確保して教育をするという委任（643条）関係にある。従って、誤って傷害を与えれば民法415条（債務不履行）と民法709条（不法行為）により攪害賠償責任を負う。教師が公務員の場合は国家賠償法の1条、2条が適用される。

学校事故の場合、過失責任を問われる前提として、加害者に「安全配慮義務違反」という注意義務違反がなければならない。そして、注意義務違反となるには加害者には「予見可能性」と「回避可能性」が存在しながら、不注意によって被害者を加害したという事実が裁判によって認定される構造となる。（注8）

例えば、判例の考え方は、学校における「安全配慮義務」について「公立中学校における教員には、学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係における生徒の安全の確保に配慮すべき義務があり、特に、生徒の生命、身体、精神、財産等に大きな危害が及ぶおそれがあるようなときには、そのような危険の現実化を未然に防止するため、その事態に

応じた適切な措置を講じるべき一般的な義務がある。」（東京高裁平成14年1月31日判決）と言うのである。

中学校におけるいじめの事件（横浜地判決平成21年6月5日判時2068-124）で、判決は「もっとも、被害の発生を未然に防止するための『事態に応じた適切な措置』とは一義的でなく、学校教育における多様な目的に照らし、教育現場における高度の裁量に委ねられる部分も多く」「適切な措置が何かについては、複雑困難な問題があることも考慮されなければならない。」と述べる。

学校における児童・生徒の事故や傷害が発生した時点で、日頃から整理されている子供たちの健康や家庭状況等に関する資料や子どもの行動態様の観察記録、保護者との連絡体制、教職員の緊急対応体制、救急病院との連絡体制等に基づき、事故の状況に応じた迅速な対応や適切な措置が求められる。

（注7） 違法性と「安全配慮義務」

判例を通じてスポーツにおける危機管理手法（リスクマネジメント）を学ぶ。スポーツは傷者の危険を伴うため、ルールを定め、スポーツ事故の発生を防止している。安心してスポーツを楽しめる「スポーツ環境」構築のためにはスポーツ指導者が、安全指導と安全管理を徹底し、ヒューマン・ハード・ソフトの安全配慮義務を尽さねばならない。

民事・刑事の基礎的な法律知識を学び、不幸にして学校スポーツ事故訴訟に遭遇したとき法的責任の有無を適切に対処できるようにする。

違法性は裁判所が事件の事実関係を検討し、総合判断に因って違法性が有るか、否か、判決する。裁判の場では「安全配慮義務」という注意義務を尽くしたか否かが、過失責任の基礎であり事故発生に至る過程のなかで問われることになる。

したがって、学校スポーツ事故の場合、過失責任を問われる前提として、加害者に「安全配慮義務違反」という注意義務違反がなければならない。そして、注意義務違反となるには加害者には「予見可能性」と「回避可能性」が存在しながら、不注意によって被害者を加害したという事実が裁判によって認定される構造となる。

つまり、安全配慮義務とは、一般的に「ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務である」と定義づけられ「その内容は、当該法律関係の性質、当事者の地位及び安全配慮義務が問題となる具体的状況によって決せられる」と判例は言う。

（注8） スポーツ事故のリスクマネジメント

リスクマネジメントという言葉には明確な定義はない。それだけ広範な概念と言えよう。狭義の定義としては「危機管理手法」つまり、リスク（危機）を上手にコントロール（支配管理）するスキル（技術）として想定される。

その内容をより噛み砕くと

- ① 将来生じるかもしれない事故・紛争やトラブル等不意な事態によってもたらされる精神的・経済的損失を未然に回避する手法
- ② 危機を回避出来ないまでも、次善の策として被害の拡大を防止し、軽減する手法
- ③ さらに既に発生してしまった事故・紛争やトラブルについて、最も有効かつ効率的な対処をなす手法である。

3 安全管理システムの構築（注9）

☆ 安全確保のための6の指針・・・スポーツ事故防止の安全指導と安全管理

① 子供にスポーツルールを守ることを教えよう。（安全指導）

- ② 絶対に子供にケガをさせない心構えをもった活動計画の立案と実行をしよう。
(安全管理)
- ③ 危険を感じたらすぐに安全対策に立ち上がろう。
- ④ 最悪を想定し、活動の中止を恐れぬ。
- ⑤ 地域の実情に応じた安全指導マニュアルを創り上げよう。
- ⑥ 保険に加入しよう。



(注9) 安全管理システムの構築

・・・安心できるスポーツ環境構築の視点

① スポーツが社会活動の一分野である以上、スポーツ活動と事故は、我々の社会・自然・歴史と関連して把握するべきである。事故とは、そもそも社会の仕組みの中で安全な営みを阻害する予期せぬ突発的な出来事・事件であり、人為的・偶発的という異常事態の結果、人や物に損害を発生させることである。したがって、スポーツ活動をなす過程において突然に発生する異常な事態を「スポーツ事故」という。

いくつか分類すると、まずスポーツの活動中の事故と、活動外たとえば、野球のグラウンドに向かう途中の事故や、解散後帰宅途中の事故が考えられる。次に事故の形態として、i スポーツ参加者どうしのケンカや事故、自分が転んでケガした場合や、ii 体育館の床がぬけた等、器具や施設の瑕疵による受傷事故、iii スポーツ参加者以外の第三者による原因、つまり旅行中に車が転倒した場合や、第三者にスポーツ参加者が損害を与える事故等、がある。

いずれも、競技大会主催者やスポーツ参加者や監督やコーチ等スポーツ指導者の過失による損害賠償責任問題が、事故発生に至る過程のなかで問われることになる。もちろん、水泳訓練中の海流の異常、暴風雨によるキャンプ場の崩壊、またロードレースなどスポーツ活動をなす個人の特異体質による心臓マヒ等突然死や熱中症の発生、天災・地変によるまったくの不可抗力のため無過失と認められる場合もある。

いずれにしろ、競技大会主催者・スポーツ指導者に求められる指導・監督義務はスポーツ参加者の生命、身体について万全の注意を払い、危険の発生を未然に防止する重い責任を含むのである。

しかしながら、競技大会主催者・スポーツ指導者はいたずらに事故を恐れず、積極的にスポーツ活動をなし、また個々の事故ケースを十分に知り、過去の判例から教訓を引き出すことが大切である。

② 思わぬ事故やケガを防ぐリスクマネジメントはヒューマン（ひと）・ハード（用具・施設）・ソフト（プログラム）の三つの視点から考えるべきである。

☆ 競技者の健康状態を確認する・・・眼の輝き、肌の色、衣服など指導者が確認するだけでなく、体調を自己管理できるように教育する。

☆ 用具・施設を安全点検する・・・事前に器具の正しい取り扱いの指導や施設管理者からの危険情報の入手なども大切である。

☆ 無理のない活動・運動のプログラムが心の余裕をうむ・・・老人か、子どもかスポーツ参加者の能力に合わせて楽しい計画を立てるべきである。

☆ 紛争に対処する6つの指針（注10、11）

- ① 人命救助など果たすべきことをまず果たす。
- ② 事故事実関係を把握する。
- ③ 先例を学ぶ。
- ④ 説得と論証。
- ⑤ 仲間・父母後援会の信頼を得る。



⑥ 自己の行動に正しいという確信を持つ。

(注10) 「過失相殺」について

過失相殺（カシツソウサイ：民法722条2項）とは被害者側に過失があったとき、民事責任による損害賠償額から裁判官の判断によって一定額を「被害者の責任負担部分」と認めて減額し、損害の公平な負担を図ろうとするものである。そして、被害者の過失とは「被害者側」を意味し、父母の過失によって賠償額を一部控除された判例もある。

また、民事訴訟の場では、裁判の進行にともなって裁判官から和解の勧告が出される。判決では金銭賠償を命じる主文だけである。和解条項ならば金銭賠償だけでなく、融通性があり被告から謝罪の言葉を込めた文書をも獲得できる可能性もありうる。他方、特に気をつける点は過失事件の場合、刑事裁判と異なり、民事裁判では当事者間の公平の観点から「過失相殺」をされることが多くあることである。もちろん被告は当然、過失相殺の抗弁を提出する。

(注11) 免責同意書の法的効力

事前の免責同意書は民法90条の公序良俗違反で無効である。医師の診断書も大会主催者の責任を免責としない。

① 東京地方裁判所平成9年2月13日判決（判例時報1627-129）

…スポーツ倶楽部のプールで水中体操に参加した女性会員が廊下の水たまりに足を滑らせて転倒してケガをした事件。

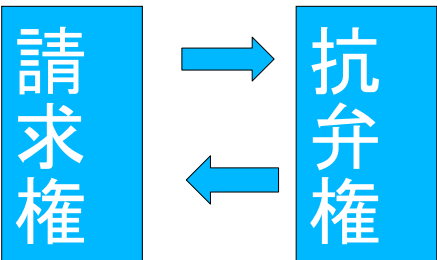
スポーツ施設所有者たる会社には民法717条に安全管理義務がありながら、施設の欠陥があったと訴えた。スポーツ倶楽部を経営管理する会社は、入会時に会則で免責の特約があると抗弁したが、裁判所は免責規定の適用外として322万円の損害賠償を認めた。

② 東京地方裁判所平成13年6月20日判決（判例時報1740-219）

…スキューバダイビングの事故で水面を泳いで移動中に溺れ重度の障害を受けた事件

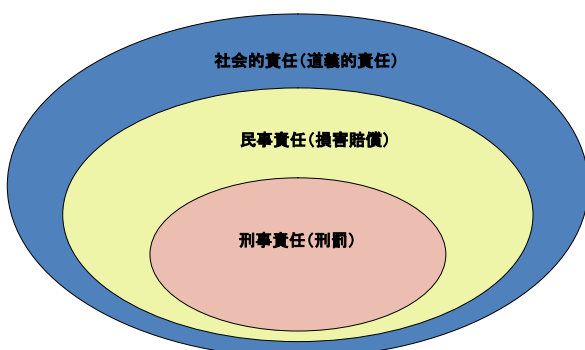
「人間の生命・身体のような極めて重大な法益に関し、免責同意者が被免責者に対する一切の責任追求を予め放棄するという内容の前記免責条項は、被告等に一方的に有利なもので、原告と被告会社の契約の性質をもってこれを正当視できるものではなく、社会通念上もその合理性を到底認め難いものであるから、人間の生命・身体に対する危害の発生について、免責同意者が被免責者の故意、過失に関わりなく一切の請求権を予め放棄するという内容の免責条項は、少なくともその限度で公序良俗に反し、無効である」

紛争とは権利の衝突である。



第3 学校スポーツ事故の養護教諭に関する参考判例について

養護教諭が問われる法的責任とは？



応急手当の法的根拠

☆ 人の命を救う勇気を持って、直ちに救命措置を実施する。

☆ 救急処置はあくまでも医師等への引継ぎを目的としている。救命手当、応急手当にとどめ、必ず医師の診察を受けさせる。

☆ 119番と病院への搬送がポイント